

当市への本社機能の移転・支社・サテライトオフィスの開設を行う事業者に対して、かかる経費等をハード、ソフトの両面からダブルで支援します！

## ☝ オフィス開設・移転にかかる経費を支援

## オフィス開設事業補助の概要

### 《補助対象者》



☆日光市に本社移転、または新たに支社・サテライトオフィスを開設する事業

☆営利を目的とする法人(NPOや任意団体を除く)

☆本社を日光市外に有していること。

☆補助金交付申請時において1年以上事業を継続しており、補助金交付決定後も2年以上事業を継続する意思があること。

☆正規従業員を1名以上雇用しており、経営の実態があること。(法人のみ)

・本社等の所在地の市町村民税を滞納していないこと。

・暴力団等、または風営法の適用を受ける業者ではないこと。

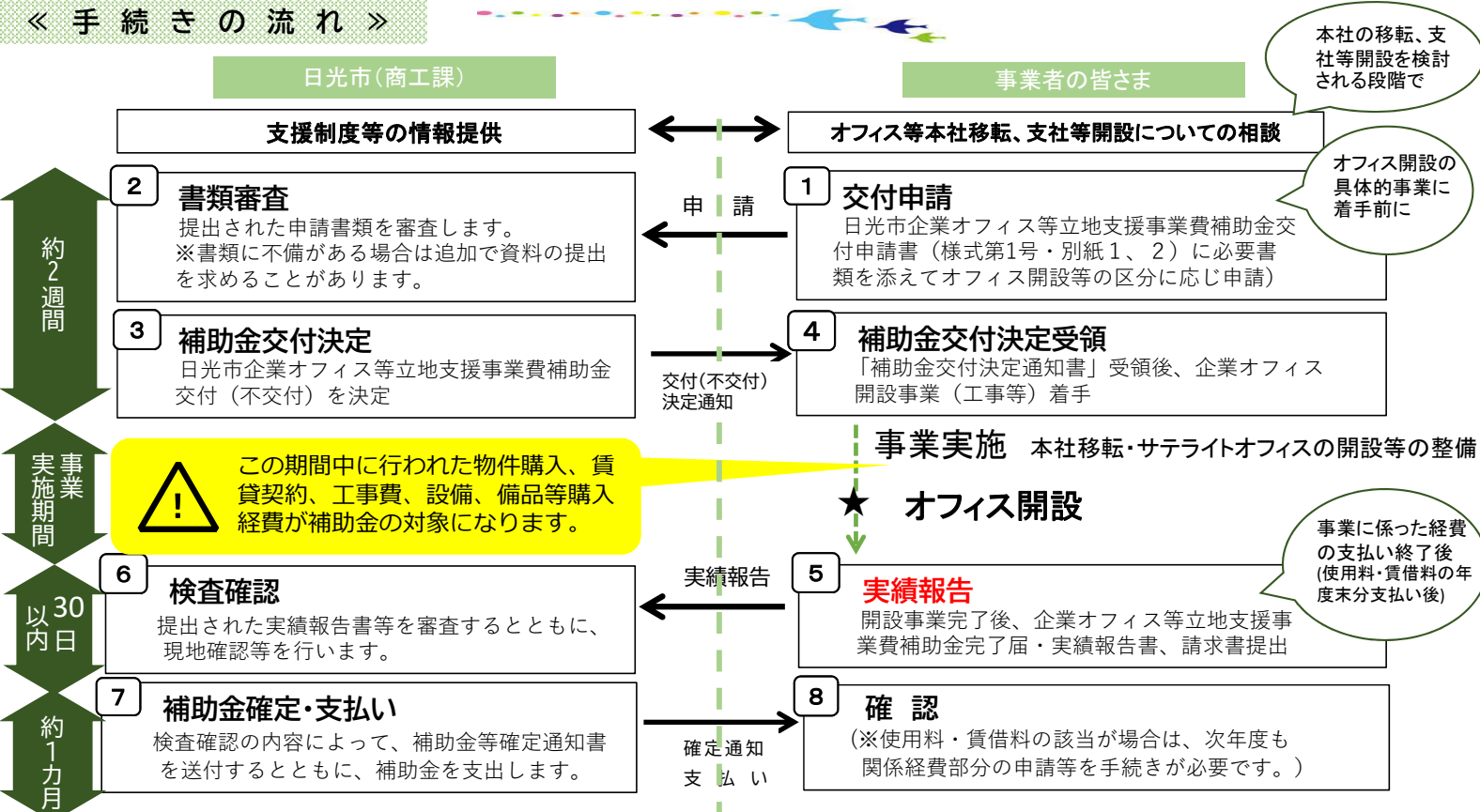
・国、県等の他の制度等により他の補助、助成等を受ける又は既に受給していないこと。



### 《補助対象経費及び補助金額》

経費の種類	内容	補助率と補助額
対象経費	<b>取得費</b> (1) 土地・建物の取得に要する経費 (2) 仲介手数料、礼金等	補助率1/2(1,000円未満端数切捨) <b>上限：200万円</b>
	<b>施設整備費</b> (1) 土地・建物の新設・改修工事費 (2) 設備整備費(備品・構造物・什器等購入費、通信環境整備費等) (3) 既存事務所からの移転経費	補助率1/2(1,000円未満端数切捨) <b>上限：200万円</b>
	<b>使用料・賃借料</b> (1) 土地・建物の賃借料 (2) 備品、機器の賃借料 (3) ネット回線使用料、警備委託費	○本社移転・支社開設 補助率1/2(1,000円未満端数切捨) <b>上限：10万円/月額×24か月</b> ○サテライトオフィス等 補助率1/2(1,000円未満端数切捨) <b>上限：5万円/月額×24か月</b>

### 《手続きの流れ》



### オフィス開設事業提出書類

#### 《申請時に必要な書類》

- 補助金交付申請書(様式第1号、別紙1、別紙2)
- (1) 定款の写し又はこれに類するものの写し
- (2) オフィス等又はコワーキングスペースの詳細がわかる資料(位置図及び平面図等)
- (3) 見積書又はオフィス等の開設に要する費用の内訳が分かる書類の写し
- (4) 直近1期分の決算書の写し(事業者の場合に限る。)
- (5) 許認可等の写し(許認可が必要な事業を営む場合に限る。)
- (6) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

#### 《実績報告時に必要な書類》

- ★補助金実績報告書(様式第11号)
- (1) 土地・建物の取得、賃貸借又は整備に係る契約書の写し
- (2) 領収書その他の支払いを証する書類
- (3) 補助対象事業の実施状況が分かる写真等
- ★補助金着手届・完了届(様式第8号・9号)
- ★補助金等交付請求書(様式13号)

※★印は市補助金等交付規則の様式